（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告等）

第六条　国土交通大臣は、認定受入計画（前条第一項の規定による変更の認定及び同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

2　国土交通大臣は、一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、次に掲げる事項を行わせることができる。

一　認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集

二　特定技能所属機関及び一号特定技能外国人に対する指導及び助言

3　国土交通大臣は、第一項又は前項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づく指導を行ったにもかかわらず、特定技能所属機関がその指導に応じない場合において、特に必要があると認めるときは、これに応じるべきことを勧告することができる。

4　国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた特定技能所属機関が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5　前二項の規定は、第一項の規定に基づく報告又は第二項第一号に基づく実施状況の確認その他必要な情報の収集に対する協力を求めたにもかかわらず、特定技能所属機関がその協力の求めに応じない場合について準用する。

（認定の取消し）

第八条　国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。

一～四　（略）

（報告の徴収等）

第六条　国土交通大臣は、認定受入計画（前条第一項の規定による変更の認定及び同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

2　国土交通大臣は、一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び一号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（認定の取消し）

第八条　国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。

一～四　（略）

五　第六条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に従わなかったとき。

六　特定技能所属機関から第五条第三項の規定に基づく申請があったとき。

（特定技能外国人受入事業実施法人の登録）

第十条　建設分野における特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。

一　次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。

イ　（略）

ロ　建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和八年一月二十三日閣議決定）で定めるすべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験の実施

ハ　（略）

ニ　特定技能所属機関が認定受入計画に従って適正かつ円滑な受入れを行うことを確保するための取組

二～四　（略）

（権限の委任）

第十八条　第三条第一項及び第三項、第四条から第六条まで、第八条並びに第九条の規定による国土交通大臣の権限は、第二条第一号イの認定を受けている特定技能所属機関又は認定申請者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六条第二項、第三項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第九条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

（新設）

五　特定技能所属機関から第五条第三項の規定に基づく申請があったとき。

（特定技能外国人受入事業実施法人の登録）

第十条　建設分野における特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。

一　次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。

イ　（略）

ロ　建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成三十年十二月二十五日閣議決定）で定めるすべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験の実施

ハ　（略）

ニ　特定技能所属機関が認定受入計画に従って適正な受入れを行うことを確保するための取組

二～四　（略）

（権限の委任）

第十八条　第三条第一項及び第三項、第四条から第六条まで、第八条並びに第九条の規定による国土交通大臣の権限は、第二条第一号イの認定を受けている特定技能所属機関又は認定申請者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六条第二項及び第九条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。